



発行所  
 大阪府衛生管理協同組合  
 編集事務局・広報部  
 〒556-0011 大阪市浪速区  
 難波中2丁目7-25  
 TEL 06-6633-2460  
 FAX 06-6633-1652

# 浄化槽で借金べらし

大阪府衛生管理協同組合理事長 米田 健司



明けましておめでとうございます。組合員各位におかれましては、ますますご清祥のこととご拝察申し上げます。ここ数年、地震、台風と災害が相次いだところへ、昨年は新型コロナウイルス感染症が襲い、社会のマヒ状態を実感しました。感染症対策として、3密を避けるとかテレワークで、一時、地方での生活が注目を浴びましたが、医療や社会基盤を考えると大都市圏に人が集まる都心回帰の「アンパン化現象」が止みそうにありません。その分、周辺部では人口減少と、都市機能の衰退に悩んでいます。

そのような場所では「不動産」を「負動産」や「腐動産」と揶揄されることがある一方で、相続した田舎の大きな家も、勤め先や子供の教育を考えると、引越してできない。

だが、税金や維持費はかかる。買い手があればいいが、売りに売れない。それどころか、「売る」などと言いつつ出せば、親戚縁者から説教されるそうです。かといってタダにしたら贈与税がかかる。果ては金を買って不動産を引き取る商売まで現れ、持っただけでも負担だけなので、「負」や「腐」の字を当てておそうです。社会資本やインフラでも同じです。特に地方では、一般道路は車が多いのに、平行する高速道路はガラガラ。料金所の人件費も賄えないとかも聞くところですよ。

建造物は使わなくとも安全対策のための維持費が必要で、不要となれば取り壊し費用が必要で、無用なものを残して、子供や孫たちの負債にするのは止めた方がいいです。2016年に日本政策投資銀行が「我が国下水道事業経営の現状と課題」と題した水道事業の経営分析をしています。それによれば、地方公営企業法の適用企業は2009年から2013年までの5年間で、他会計借入金90億円、

他会計補助金3,670億円、国庫(県)補助金13,818億円が積み込まれ、それでもまだ補充財源不足額が1,112億円。つまり、5年間で1兆8,690億円の赤字です。さらに、地方公営企業法の法非適用企業には他会計繰入金2兆4,823億円をつぎ込んでいます。これで一応4,450億円の黒字なので、実質は2兆373億円の赤字です。しめて3兆9,063億円。この状況は2014年以降もおおそく変わりないでしょう。それどころか人口減少、地方の過疎によってもっと悪化していると考えるのが順当でしょう。すると令和までの10年あまりで計約10兆円にも上ることになります。さて、令和2年度の財務省所管一般会計(2次補正)では、国債費つまり返済お金が2兆169億円にも上ります。これはここ数年あまり変わりません。

平成26年に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」という通知が農水省、

国交省、環境省の三省連名で出ました。これが各方面で真剣に受け止められ、下水道関係につき込まれた資金が、半分にもなっていたら、この思いはぬぐいきれません。国の施策や財政を語ることに、プライマリーバランス(基礎的財政収支)が注視されますが、そうであれば、財政的に、過去十数年分の10兆円全部でなくとも、その半分の5兆円でも国の借金返済に回せばいいでしょう。

平成の大合併によって村や町が市になり日本中で村が一斉に消えました。何やら日本中が都市になったようですが、地名という看板が替わっただけのこと、実際に地域や社会構造が変化したわけではありませぬ。

これからは人口減少への対応と地域間格差の拡大が進みますから、大都市の市域でも人口減少や過疎の問題が生じます。当然、その地域でのインフラのあり方に関わります。そう考えると、そのような地域の生活排水対策は、三省通知のように下水道以外の道を探るべきです。

さて、昨年4月には改正浄化槽法が施行されました。単独浄化槽の合併への転換や、公共下水道の推進など新政策が打ち出されておりますが、中でも私は浄化槽台帳の作成と協議会の設置ということに注目しています。これは、

浄化槽の設置だけでなく、その後の使われ方が重視されるようになるからです。浄化槽に関する情報をしっかりと管理していくことは、浄化槽が一時的な施設ではなく、恒久的なインフラとして、社会が見守っていかうという表れだからです。

昨年、国交省は「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」を立ち上げておりましたが、7月には報告書が発表され、この中では「汚水処理施設は整備から経営への新たな段階に入った」としてあります。

「変革の手段を持たない国家は、自己保存の手段も持たない」とは歴史の証明するところですし、「金の無いのは首の無いのと同じ」とは大坂の古いことわざです。国策といえどもソロバン勘定が大切です。その点、浄化槽を活用することで

下水道設備の老朽化に伴う更新費用。

・地域の人口減少への対応  
 ・水路や中小河川といった生や自然の水循環の保全

## あけましておめでとうございます (令和3年)

顧問	監事	監事	理事	副理事長 総務委員長	理事	理事	理事	副理事長 広報委員長	理事	理事	理事	副理事長 統制渉外委員長	理事長
藤野静男	柿花江美	瓦谷昇次	菅直人	片山敏	蓬菜谷勝玄	辻貴之	永田伊智朗	野中久泰	松藤公成	齋藤純代	森広治	三ツ川浩一	米田健司

# 改正「浄化槽法」のポイント

## 合併浄化槽の促進と台帳の整備、維持管理の強化をめざして

令和元年6月19日、浄化槽法の一部を改正する法律が公布され、2年4月1日から施行されました。昭和58年の制定以来、浄化槽法の改正は今回で3度目となりますが、今回の改正のポイントについてあらましを紹介いたします。

### 浄化槽法改正の背景

合併式浄化槽の技術が進み、公共下水道に劣らない排水処理能力を実現している一方で、生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽※は、今なお、浄化槽全体の53%、400万基が残っています。これらの単独式浄化槽は設置されて長期間が過ぎ、老朽化による破損・漏水等が年間六千件も報告されるなど、公衆衛生上、問題となっており、早急な転換が必要となっています。あわせて、清らかなせせらぎを取り戻し湖や海の水質を守るために合併浄化槽の促進が必要となっています。

さらに、浄化槽の水質に関する法定検査の受検率は全国平均で40%にとどまり、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要となり、「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現するため今回の改正となりました。法律の概要の項目番号の第1、第2、第5が「合併処理浄化槽への転換を促すこと」、また第3、第7が「浄化槽管理の強化」に関することです。

浄化槽管理の強化の中には、浄化槽管理士の資質向上も含まれており、新たに研修制度が設けられたことで、登録期間内にこの研修を受ける必要があります。

※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止されています。

### 単独浄化槽の転換

既存の単独処理浄化槽であるまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのあると認められるものは、「特定既存単独処理浄化槽」として、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう、行政が助言又は指導をすることができるようになりました。

また、下水道(予定)処理区域外に市町村が公共浄化槽を設置し、建築物の所有者等に接続させることを求めることになりました。

なお、従来は使用を中止している浄化槽であっても清掃保守点検等の義務は免ぜられていませんでしたが、浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出たときには、保守点検、清掃及び定期検査の義務が免除されることになりました。

### 浄化槽情報とその活用

浄化槽は多くは建物の建築に伴い設置されますが、その際、届けられるのは建物の位置、設置者、機種に関する情報であり、後に建物が売却されたり、町名地番や設置者・管理者が変更されても、その実態はなかなか行政情報には反映されません。このようなことが、法定検査受検率の低迷の原因とも考えられています。このことから、浄化槽の設置情報と維持管理状況を、行政としてもしっかり把握することが、指導強化につながるというところで、浄化槽台帳の整備が今回の改正の大きな柱となっています。

これと関連して、浄化槽管理者に対する支援や浄化槽台帳の作成、公共浄化槽の設置等に関して必要な協議を行うため、行政や浄化槽関係者等を構成員とした「協議会」の設置が考えられています。

今回の改正であげられた、浄化槽台帳の整備ですが、環境省から示された「改正浄化槽法の施行に向けた対応方針」(令和元年12月 環境省 浄化槽リノベーション推進検討会)によれば、記載内容として、維持管理者、清掃業者しか持ちえない情報にまで言及されています。行政側が、これらの情報を収集するには、各業界に協力を求めるものと考えられます。この「対応方針」の中には、「地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に必要の協議を行うための協議会を組織することができ」として「協議会」の設置についても言及されています。

すので、国は、行政がこれらの団体と連携することを視野に入れて考えると考えられます。なお、「協議会」の構成・方針等は地域の独自性に委ねられていくことから、今後、府は、国の方針を踏まえ、各市町村、指定検査機関、各業界団体からなる同協議会の発足を目指すことが予想され、あわせて当組合への協力依頼が予想されます。

行政側、業者側の双方の浄化槽関係データの相互利用は、藤野前理事長が提唱されていたことであり、今後、府をはじめ各行政機関とも協議を深めていきたい、と考えています。

なお、今回の改正に伴い環境省浄化槽推進室から出された通知によれば、浄化槽台帳に記載する項目として、「良好な放流水質の確保の観点から、点検によって得られた…、堆積汚泥厚、スカルム厚等の水質関連情報等についても記載することを想定している。」

とあり、水質の各項目を台帳化することを想定していますが、季節変動や維持管理作業等により微妙に変化する項目について入力を求めています。環境省では、これらのデータを集約しビッグデータとして管理することも構想しているようです。しかしながら、実効性、有用性の見地から見て、現場の労力を考えると費用対効果の点から、いささか不明な点もあります。

次に環境省の作成による「浄化槽法の一部を改正する法律の概要」のあらましをお示しします。なお本文を含め、次のURLから入手することができます。  
<https://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-30b/ref02-30.pdf>

## 浄化槽法の一部を改正する法律の概要

### 改正の背景

我が国では単独処理浄化槽(※)が浄化槽全体の53%、400万基残存。環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要となっている。

⇒第1・第2・第5

※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止された。

水質に関する定期検査の受検率は全国平均で40%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要であること。(第3、第7)

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関する、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」は既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

### 第2 公共浄化槽

公共浄化槽の設置に関する計画市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。

(計画は、下水道(予定)処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象)

### 二 排水設備の設置等

公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。⇒違反者には勧告・命令が可能。

市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。(国による市町村への援助も規定)

三 その他公共浄化槽に関する必要な事項

排水設備の検査

・使用に係る料金など

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽及び定期検査の義務を免除すること。

### 第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

### 第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に必要の協議を行うための協議会を組織することができること。

### 第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関する、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

### 第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

### 浄化槽の休止と清掃の注意点

今回の浄化槽法の改正で、浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除されるようになります。浄化槽を休止するに際しては、浄化槽を休止するに定められました。通常の清掃と異なる点があるので注意が必要です。

### 注意 点

- ・汚泥等の引き出しは全量とすること
  - ・洗浄に使用した水の再利用が禁止されたこと
  - ・水道水等を使用して張り水を行うこと
- (浄化槽法施行規則第三条)

# 環境省 廃棄物に関する

## 「コロナ」対策ガイドラインを策定

令和2年9月 環境省は、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、廃棄物にかかる対策ガイドラインを策定しました。それによれば、「コロナ」にかかる廃棄物の種類と特徴として、し尿等については、①家庭及び事業所から出る場合

②医療機関等から出る場合  
③宿泊療養施設から出る場合  
医師当該業を行う場所でないので感染性廃棄物が排出される施設には該当しない。

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づいて判断する。

「新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物の処理については、他の感染性廃棄物と同様に廃棄物処理法の処理基準に従って処理することで、ウイルスとの接触を防ぐことができ、廃棄物処理に由来した感染を防ぐことが可能であるため、新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物をその他の感染性廃棄物と区別して排出する必要はない。このため、廃棄物処理業者が排出事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物をその他の感染性廃棄物と分別することや特別な表示を行うことなどを求めることは、排出事業者等の関係者に過度の負担を生じさせこれ

らの者の業務の妨げになり、かえって公衆衛生上のリスクが高まるおそれがあることから、とりわけ優先的に処理する必要があるのでの正当な理由が無い限り、慎重にすべきである。」としており、廃棄物処理が停滞することへの危惧が感じられます。

また、「コロナ」は2類感染症であるので、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」を参照の上、し尿等への消毒剤の使用の参考例として、市販で入手可能な漂白用次亜塩素酸ナトリウム水溶液(例…ハイター、キッチンハイター(いずれも花王株式会社の商品)など濃度6%のもの)を用いる場合を紹介します。

エボラ、MERS、SARSとともに「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」によれば、0.05%以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液による処置が示されています。ここでは、0.1%を目安としますが、100リットルの汚水中に次亜塩素酸ナトリウムを投入し0.1%の濃度とするには溶液1リットル11kgとして100g必要になります。例えば市販の「ハイター」

は6%ですから、次亜塩素酸ナトリウムが1リットル中に60g含まれます。つまり100リットル程度の汚水等には100÷60≒1.67となり、2リットル程度の注入が目安になります。

厚生労働省による「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」は次のURLから入手することができます。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000548441.pdf>

また、「コロナ」は2類感染症であるので、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」を参照の上、し尿等への消毒剤の使用の参考例として、市販で入手可能な漂白用次亜塩素酸ナトリウム水溶液(例…ハイター、キッチンハイター(いずれも花王株式会社の商品)など濃度6%のもの)を用いる場合を紹介します。

・ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避(時差出勤、自転車通勤、在宅勤務等)・他人と共用する物品や複数の人が頻回に触れる箇所への消毒の実施(個々の従業員が占有することが可能な器具は、共有を避ける)

・通勤時のマスクの着用・人混みや繁華街への不要不急な外出の自重・帰宅時の手洗い、うがいの徹底・ローテーション制(例えば二交代制等)の導入

・シフト制の導入や休憩時間をずらす等により、更衣室や休憩室等での密集を避ける  
※体温測定により新型コロナウイルス感染症が疑われる症状(発熱、咳、全身倦怠感等)がある場合は出勤しない等の対応をとることが重要である。

・休憩時は、屋内・車内の場合には窓を開け、換気するとともに、他の人と十分な距離を取り、マスクなしでの近距離での会話等は控える

・産業廃棄物処理業者においては、電子マネーフェストの使用等により、紙マネーフェスト等の書類の受渡しや荷物の積卸しの際の人の直接的な接触の機会をできるだけ減らす

《作業後》  
・運搬車両や施設等で手や防護服等が触れた箇所の清掃及び0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%濃度のアルコールを用いた消毒の実施・作業車については、運転席やハンドル、シート、ドアノブ、手すり、操作ボタン等を重点的に消毒  
・使用した手袋・ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄・スマートフォン、タブレット等の消毒  
・作業終了後の手洗いの徹底・作業着を脱いだり防護具を外したりするときは、外面に触れないよう裏返しながらいき、脱いだ作業着は洗濯する

・訪問者の立入(場所、人数等)を制限  
・訪問者の氏名・住所の把握  
・従業員及び訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施(発熱がある場合、入室を禁止)、手指消毒用アルコール等の設置と消毒励行の旨の掲示  
・事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施

・訪問スペースへの消毒や手洗いの場所を設置  
・窓口等でのガラスやプラスチック等の仕切りの設置  
・出張や会議の削減(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)  
・やむを得ず出張する場合は、外勤

・出張先の面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録  
・在宅勤務(テレワーク)の実施

・新型コロナウイルス感染症対策の体制の整備、自らのリスクの評価及びその結果に応じた感染防止策の検討  
・事業継続に重要な要素(人員や物資等)の確保及びそれらが不足した場合の対策等の検討等を行い、これらを事業継続計画としてとりまとめる。

・従業員が新型コロナウイルスに感染した場合や国内で感染が拡大した場合等には、策定した事業継続計画にしたがって対応する。  
・従業員に対して教育・訓練を実施し、定期的に事業継続計画の点検・改定を行う。

なお「ガイドライン」は本文を含め、次のURLから入手することができます。  
[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/202009corona\\_guideline.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf)

### 廃棄物処理業者等が UNEPへき措置

今回示されたガイドラインでは、「コロナ」に関する基情報から、「コロナ」にかかる廃棄物の取り扱いまで述べられていますが、特に「各主体がとるべき措置」として一項目を設けて、廃棄物処理業者等に対し事業継続の確保を強く求めています。これは、

・接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、

くださるすべての皆様へ」を強く意識してのことと思われる。その部分で、国が求めている事項のあらまはは次のとおりです

・新型コロナウイルス感染症対策の体制の整備、自らのリスクの評価及びその結果に応じた感染防止策の検討  
・事業継続に重要な要素(人員や物資等)の確保及びそれらが不足した場合の対策等の検討等を行い、これらを事業継続計画としてとりまとめる。

・従業員が新型コロナウイルスに感染した場合や国内で感染が拡大した場合等には、策定した事業継続計画にしたがって対応する。  
・従業員に対して教育・訓練を実施し、定期的に事業継続計画の点検・改定を行う。

なお「ガイドライン」は本文を含め、次のURLから入手することができます。  
[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/202009corona\\_guideline.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf)

### 組合法律顧問から

木村法律顧問の事務所は次のとおりです。組合員については、初回無料で相談に応じていただけることとす。

大阪市中央区  
高麗橋4丁目6-14  
SI横堀ビル1階  
木村総合法律事務所  
電話 06-4963-3813

# 年頭所感 「改正浄化槽法が始動」

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課長 木村直昭



新年あけましておめでとうございます。

大阪府衛生管理協同組合の皆様におかれましては、日頃より大阪府の環境衛生行政の推進に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、現在療養中の皆様の

一日も早い回復を願っております。

昨年は新型コロナウイルスの国内での感染拡大により、4月には全国で緊急事態宣言が発出される事態となり、各種イベントの中止等府民生活にも多大な影響がありました。

その後も、様々な対策が講じられているものの、新型コロナウイルス感染症の猛威は未だ収まる気配が見えません。困難な状況が続く中において、浄化槽は府民生活に欠くことのできないライフラインであり、適正管理にご尽力をいただいている皆様には、大変感謝申し上げます。

さて、我が国の浄化槽を取り巻く環境は年々変化しており、昨年4月1日には改正浄化槽法が施行されました。今般の法改正においては、従来の市町村設置型事業に関する、浄化槽処理促進区域の指定及び公共浄化槽制度が新しく創設され、府内5市において区域指定がありました。

また、維持管理情報を含む浄化槽台帳の整備についても規定されたことから、今後は維持管理情報の収集や台帳整備の方法について関係者と協議し、適切な体制整備に努めてまいります。

# 年頭所感 「改正浄化槽法とともに」

(一社)大阪府環境水質指導協会会長 辻 精一郎



新年あけましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに令和3年の新年を迎えられたことを心からお慶び申し上げます。

米田理事長をはじめ大阪府衛生管理協同組合の皆様には、日頃より当協会の運営に多大なご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年来、全世界を襲った「コロナ禍」により、我が国も大変な事態となっております。経済の柱の一つと言われているインバウンドがほぼゼロとなり、医療崩壊の危機まで真剣に議論される状況になっています。

当協会におきましても、昨年の秋の開催に向け、準備を進めておりました「第34回全国浄化槽技術研究会」が中止となり、非常に残念な結果となりました。

コロナ禍のことでは、みなさま方にも資材の手配や日々の作業をはじめ、大変なご苦

勞であろうかとお察し申し上げます。

本年は丑年。牛は古くから人類の進歩の歴史の中で、酪農や農業と人間に寄り添ってきた動物でした。その忍耐強い姿から、丑年は「我慢(耐える)」、「これから発展する前触れ(芽が出る)」というような年とされています。その意味で、私たちがコロナ後の世界をめざし、忍耐強く歩んでまいりたいと存じます。

単独処理浄化槽に対する措置や、浄化槽の使用の休止等についても新たに規定されました。

さらに、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保についても規定され、本府では、知事の指定を受けた(一社)大阪府環境水質指導協会により1月20日に講習会が開催される予定となっております。

今後とも感染症の予防と安全の確保に十分ご留意いただき、浄化槽が所期の性能を発揮し、良好な処理水質を確保するため、貴組合の皆様には、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴組合の益々の御発展と組合員皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

いくための様々な施策が盛り込まれました。

法定検査の受検率向上や単独浄化槽の合併浄化槽への転換の促進に向けて、府県等による浄化槽台帳の整備や浄化槽管理士の一層の技術向上のための研修、さらには地域組織や行政等との協議会を組織することが出来ることなども定められました。

当協会といたしましては、改正浄化槽法施行に伴うこれらの事業が円滑に進むよう、各行政機関とも連携し、貴組合の皆様とともに歩んでいく所存でございます。

末筆ながら、貴組合のますますのご発展と会員各位のご隆盛を祈念して新年のご挨拶とさせていただきます。

## 三ツ川理事大臣表彰

当組合理事の三ツ川浩一氏が本年10月1日の「浄化槽の日」にちなむ環境大臣大臣表彰を受章されました。おめでとうございます。



写真は小泉環境大臣名の表彰状

## 浄化槽管理士研修 水環境セミナーとともに

改正浄化槽法第48条では、保守点検業者の遵守事項として登録の有効期間ごとに1回以上の受講が義務付けられました。

府域では、その大阪府浄化槽管理士講習会は、大阪府環境水質指導協会が知事指定講習実施機関に指定され、協会主催の「水環境セミナー」と同日開催されることとなりました。

今年度の受講については、コロナ禍の影響で、1業者2名までとされ、受講料は受講対象管理士1名につき、5千円。

日時 令和3年1月20日(水) 10時00分～16時00分

場所 堺市産業振興センター (じばしん) イベントホール  
内容 【全国統一的に講習すべき事項】

・浄化槽行政の動向  
・浄化槽の構造と機能  
・浄化槽の保守点検と清掃  
午後【地域の実情に応じて講習すべき事項】

講演「人口減少が進む日本を期待される浄化槽」  
※参加の管理士には「水環境セミナー」終了後に修了証書が交付されます。

## 連合会研修会は中止

一般社団法人大阪府清掃事業連合会は、例年秋に廃棄物研修会を開催され、当組合も共催し、年々参加者も増加していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催が中止されました。

## 各地の便り

### 「下水道は整備から経営の時代へ」 国交省検討会

国交省は持続可能な下水道事業経営の実現に向けて、「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」を立ち上げていたが、令和2年7月に報告書を取りまとめました。それによれば、「下水道は、これまでの着実な整備の進展により、国民の暮らしの安心・安全の確保と豊かな水環境の保全に不可欠の存在となっている。一方で、人口減少等に伴う厳しい経営環境や執行体制の脆弱化、老朽化施設の増大など、下水道が抱える課題は深刻度を増している」として、今後の取組み方として次の各項のことがらを提唱しています。

・汚水処理施設は整備から経営への新たな段階に入ったこと。

・国は、地方公共団体に必要な措置を講じよう要請するとともに、支援について検討を深めるべきであることと。

・地方公共団体においては、国からの要請を真摯に受け止め、先送りすることなく、将来を見据えた適切な措置を講じることが望まれること。

・下水道の受益者であり、下水道経営を支える主体でもある住民等の正しい理解を得ることが極めて重要であり、また困難なことでもある。国や地方公共団体はもとより、関係団体等による一体的かつ継続的な取組を期待していること。

国としても下水道事業の財政に与える負担は火急のことと認識しており、浄化槽にかかわる当業界としては、今後とも、国の動きに目が離せないところだ。

### 中浜流注場清掃日程

1月以降の流注場の清掃実施予定は次のとおりとなっています。

投入の各組合員は、日程に合わせ計画的な作業をお願いします。

【受入槽定期清掃】  
令和3年3月24日(水)  
令和3年1月20日(水)

令和3年度「第35回全国浄化槽技術研究会」及び「第43回浄化槽行政担当者研究会」は、愛媛県松山市で開催の予定です。